

◇新潟県未来への投資基金条例（新潟県条例第8号）

1 基金の設置

将来の県勢の発展に資する産業分野への投資など未来への投資を推進するため、新潟県未来への投資基金を設置することとしました。

2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。

◇公立大学法人新潟県立大学の重要な財産を定める条例及び公立大学法人新潟県立看護大学の重要な財産を定める条例の一部を改正する条例（新潟県条例第10号）

1 公立大学法人新潟県立大学及び公立大学法人新潟県立看護大学の出資等に係る不要財産

地方独立行政法人法の規定に基づき、公立大学法人新潟県立大学及び公立大学法人新潟県立看護大学において、出資等に係る財産が不要となった場合に、知事の認可等を受けて県に納付しなければならない財産の範囲を定めることとしました。（第1条及び第2条関係）

2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県交通安全対策会議条例の一部を改正する条例（新潟県条例第13号）

1 組織の見直し

交通安全対策基本法の規定に基づき、知事が必要と認めて任命する委員の定数に係る規定その他所要の規定の整備を行うこととしました。（第3条関係）

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県防災会議条例の一部を改正する条例（新潟県条例第19号）

1 委員定数の見直し

指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員の定数を3名増加することとしました。（第2条関係）

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例（新潟県条例第23号）

1 修学資金の一般貸与の対象者の追加

修学資金の一般貸与の対象者に、県内に所在する大学に置かれた県内の大学院の看護に関する修士課程に在学し、かつ、県内において現に看護職員の業務に従事している者であって将来県内において看護職員の業務若しくは大学における看護に係る教育に従事しようとするものを追加することとしました。（第2条関係）

2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。

◇地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（新潟県条例第27号）

1 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴い、次の条例の規定のうち、指定共同生活援助の基準に関する規定その他所要の規定の整備を行うこととしました。

(1) 新潟県障害者リハビリテーションセンター条例（第1条関係）

(2) 新潟県あけぼの園条例（第2条関係）

(3) 新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（第3条関係）

- (4) 新潟県保健環境科学研究所等使用料及び手数料条例（第4条関係）
- (5) コロニーにいがた白岩の里条例（第5条関係）
- (6) 新潟県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（第6条関係）
- (7) 新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（第7条関係）
- (8) 新潟県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（第8条関係）

2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県いじめ等に関する調査委員会条例（新潟県条例第32号）

1 委員会の設置

いじめ防止対策推進法の規定に基づき、学校の設置者又はその設置する学校が行った重大事態に係る事実関係を明確にするための調査等の結果についての調査を行うため、新潟県いじめ等に関する調査委員会を置くこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（新潟県条例第34号）

1 保育士の数の算定に係る特例の見直し

保育士の数の算定について、保育所に勤務する保健師又は看護師を1人に限って保育士とみなすことができる保育所の要件を、乳児4人以上を入所させる保育所とすることとしました。（附則第9項関係）

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県電気自動車等の普及の促進に関する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第39号）

1 失効規定の見直し

条例の失効日を、平成26年3月31日から平成28年3月31日に見直すこととしました。（附則第2項関係）

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第41号）

1 失効規定の見直し

条例の失効日を、平成26年3月31日から平成29年3月31日に見直すこととしました。（附則第2項関係）

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県都市公園条例の一部を改正する条例（新潟県条例第52号）

1 駐車場の独占利用に係る規定の整備

新潟県立鳥屋野潟公園で行われる競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのための当該公園の駐車場の独占利用に係る規定の整備を行うこととしました。（第2条、第15条及び別表第2関係）

2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県空港条例の一部を改正する条例（新潟県条例第57号）

1 重量制限の例外に関する規定の整備

航空機による空港の使用について、重量制限の例外を認める旨の規定の整備を行うこととしました。（第4条関係）

2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県立学校条例の一部を改正する条例（新潟県条例第59号）

1 県立高等学校等の授業料に関する規定の整備

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の改正に伴い、県立高等学校等の授業料に関する規定の整備を行うこととしました。(第3条～第3条の5、第5条、第6条並びに附則第3項及び第4項関係)

2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県いじめ問題対策連絡協議会条例（新潟県条例第60号）

1 連絡協議会の設置

いじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、新潟県いじめ問題対策連絡協議会を置くこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県いじめ防止対策等に関する委員会条例（新潟県条例第61号）

1 委員会の設置

いじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を実効的に行うため、及び重大事態に係る事実関係を明確にするための調査等を行うため、新潟県いじめ防止対策等に関する委員会を置くこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県競技力向上・選手育成基金条例（新潟県条例第63号）

1 基金の設置

県内におけるスポーツの競技水準の向上を図るとともに、国際競技大会等を目指す優秀なスポーツ選手を育成するため、新潟県競技力向上・選手育成基金を設置することとしました。

2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。